

円満想続の3K「感謝・絆・供養」

月刊ニュースレター

想 続

Vol. 16 (2012年1月号)

発行：一般社団法人 日本想続協会

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-1 岡野ビル 4F

TEL 03-3404-1225 FAX 020-4664-9664

E-mail [info@n-sk.org](mailto:info@n-sk.org) (担当：内田)

☆定期購読（無料）をご希望の方は上記へどうぞ！

## 平成 24 年度税制改正大綱速報（相続税・贈与税関係）

新年あけましておめでとうございます。税理士の内田麻由子です。

みなさまとご家族のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

平成 23 年度税制改正大綱に盛り込まれていた相続税の基礎控除額の縮小・最高税率の引き上げや贈与税の一部減税などの改正案は、先送りとなったまま平成 24 年度税制改正大綱にも盛り込まれませんでした。

2012 年 1 月現在、相続税の基礎控除額は、従来どおり「5000 万円+1000 万円×法定相続人の数」です。例えば法定相続人が妻と子 2 人の合計 3 人である場合には、相続税の基礎控除額は 8000 万円です。

しかしながらその後政府が発表した「社会保障と税の一体改革」の素案には相続増税案が盛り込まれるなど、依然として相続増税の可能性は残っています。税制改正の動向については今後も「月刊想続」や「想続塾」でお伝えしていきます。

今回は平成 24 年度税制改正大綱より、相続税・贈与税の主な改正案についてお伝えします。改正案は 1～3 月の通常国会で審議され、可決成立すれば施行される見込みです。

## 【平成 24 年度税制改正大綱より抜粋】

相続税・贈与税は、格差固定化の防止や、富の再分配の観点から、重要な税です。しかしながら、バブル期の地価上昇に対応した相続税の基礎控除の引き上げや、税率構造の累次の緩和等により、相続税が課される相続は、亡くなられた方100名に対して4件程度にまで低下するなど、その再分配機能の低下が認められます。このため、相続税の負担の適正化が必要です。他方、高齢者が保有する資産をより消費性向の高い若年世代に移転することで需要を喚起し、経済活性化を図るとの観点からは、贈与税についても見直しを行うことが求められています。

平成23年度税制改正では、上記の考え方にに基づき、基礎控除の引下げを始めとする相続税の課税ベースや税率構造を見直す一方、子や孫などが受贈者となる場合の贈与税の税率構造の緩和、相続時精算課税制度の対象となる受贈者への孫の追加といった措置を盛り込んでいたところですが、国会における審議の結果、これらの改正事項については見送られることとなりました。本改正事項については、税制抜本改革における実現を目指します。

平成24年度税制改正においては、特に若年世代への資産の早期移転が喫緊の課題となっていること、また裾野の広い住宅需要を刺激することはデフレ脱却に向けた内需拡大に資することを踏まえ、省エネルギー性及び耐震性を備えた良質な住宅ストックを形成する観点から、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を拡充・延長します。また、相続税の連帯納付義務については、相続後長期間が経過した後に履行を求められるケースがあるとの批判を踏まえ、そうしたケースの発生を防止するための緩和措置を講じることとします。

### <相続税>

① 相続税の連帯納付義務について、次の場合には連帯納付義務を解除します。

イ 申告期限等から5年を経過した場合（ただし、申告期限等から5年を経過した時点で連帯納付義務の履行を求めているものについては、その後も継続して履行を求めることができることとします。）

ロ 納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合

（注）上記の改正は、平成24年4月1日以後に申告期限等が到来する相続税について適用します。ただし、同日において滞納となっている相続税についても、上

記の改正と同様の扱いとします。

### <贈与税>

① 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額（現行 1,000 万円）を次のとおりとした上、適用期限を平成 26 年 12 月 31 日までとします。

イ 省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合 1,500 万円

ロ 上記イ以外の住宅用家屋の場合 1,000 万円

② 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じます。

イ 非課税限度額（現行 1,000 万円）を次のとおりとします。

(イ) 省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合

(a) 平成 24 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500 万円

(b) 平成 25 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,200 万円

(c) 平成 26 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000 万円

(ロ) 上記(イ)以外の住宅用家屋の場合

(a) 平成 24 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000 万円

(b) 平成 25 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 700 万円

(c) 平成 26 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 500 万円

ロ 適用対象となる住宅用家屋の床面積については、東日本大震災の被災者を除き、240 m<sup>2</sup>以下とします。

ハ 適用期限を平成 26 年 12 月 31 日までとします。

(注) 上記①②の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用します。